

# 産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 埼玉県八潮市八條3450番地3

氏名 株式会社ビクトリー  
代表取締役 堀越 敦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2年12月 9日

許可の有効年月日 令和 9年12月 8日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)、廃油、廃プラスチック類(\*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(#1)、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)(#1)、  
がれき類(\*) 以上9種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】紙くず（再生利用可能なものに限る。）、金属くず（再生利用可能なものに限る。）、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用可能な  
廃石膏ボードに限る。）、がれき類 以上4種類

【事業場②】汚泥(#1)（廃接着剤及び廃電池に限る。）、廃油、  
廃プラスチック類(\*)(#1)（廃接着剤、石綿含有産業廃棄物及び廃蛍光灯に  
限る。）、金属くず(#1)（廃接着剤缶、廃蛍光灯及び廃電池に限る。）、  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*)(#1)  
（石綿含有産業廃棄物及び廃蛍光灯に限る。）、  
がれき類(\*)（石綿含有産業廃棄物に限る。） 以上6種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】埼玉県八潮市大字新町17番 以上1筆（面積475.00㎡）

【事業場②】埼玉県八潮市大字新町20番 以上1筆（面積515.00㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成17年12月 9日	指令越環第22977号	新規許可
平成21年10月20日	指令産廃第777号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）
平成30年 9月 5日	指令産廃第638-1号	変更許可（「取り扱える」1種類の追加及び事業場②の追加）
令和 2年12月 9日	指令越環第512号	更新許可（優良認定）
令和 6年 1月15日	-	変更届（保管施設の廃止、保管面積の縮小、保管上限の減少及び保管容器の変更）

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（再生利用可能な廃石膏ボードに限る。） 以上1種類	8.2㎡	2.2m (屋内)	11.70m <sup>3</sup> (11.7m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
がれき類 以上1種類	1.5㎡	1.2m (屋内)	1.00m <sup>3</sup> (1.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	8.2㎡	2.2m (屋内)	11.70m <sup>3</sup> (11.7m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
金属くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	4.0㎡	1.0m (屋内)	4.00m <sup>3</sup> (1.0m <sup>3</sup> フレコンバッグ×4 個)
紙くず（再生利用可能なものに限る。） 以上1種類	1.5㎡	1.2m (屋内)	1.00m <sup>3</sup> (1.0m <sup>3</sup> コンテナ×1個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類（廃蛍光灯に限る。）、金属くず（廃蛍光灯に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃蛍光灯に限る。）以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	1.5㎡	0.7m (屋内)	0.50m <sup>3</sup> (0.5m <sup>3</sup> プラスチックボックス×1個)
汚泥（廃接着剤に限る。）、廃油（廃接着剤に限る。）、廃プラスチック類（廃接着剤に限る。）以上3種類	1.0㎡	0.9m (屋内)	0.20m <sup>3</sup> (200Lドラム缶×1個)
汚泥（廃乾電池に限る。）、金属くず（廃乾電池に限る。）以上2種類	0.5㎡	0.4m (屋内)	0.02m <sup>3</sup> (20Lペール缶×1個)
汚泥（廃一次電池に限る。）、金属くず（廃一次電池に限る。）以上2種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	0.5㎡	0.4m (屋内)	0.02m <sup>3</sup> (20Lペール缶×1個)
廃油 以上1種類	3.0㎡	1.2m (屋内)	2.10m <sup>3</sup> (2.1m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類（いずれも石綿産業廃棄物に限る。）	9.2㎡	1.6m (屋内)	8.30m <sup>3</sup> (8.3m <sup>3</sup> コンテナ×1個)
汚泥（廃接着剤に限る。）、廃油（廃接着剤に限る。）、廃プラスチック類（廃接着剤に限る。）、金属くず（廃接着剤に限る。）以上4種類	1.5㎡	0.7m (屋内)	0.50m <sup>3</sup> (0.5m <sup>3</sup> プラスチックボックス×1個)

(以下余白)